

---

◎議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第3号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

改正条文及び附則については朗読を省略させていただきまして議案説明でございます。議3-13をお開き願います。議案説明、職員の給与に関する条例の一部改正について。本年8月7日、人事院は官民較差等に基づき国家公務員に係る給与等の改定を行う必要があるとして、月例給の平均0.3%及び特別給（期末勤勉手当）を支給月数0.15月分引き上げる等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から12月期において所要の調整を行うため本条例の一部を改正するものである。なお平成26年度の勤勉手当は0.15月分の引き上げを12月支給分について、平成27年度以降の勤勉手当は0.075月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うものである。

次のページ以降は新旧対照表となっております。

続きまして平成26年度の給与等の改定ポイントということで説明資料を添付しております。これにつきましては議3-25の次のページになります。こちらをお開き願います。平成26年度給与等の改定のポイントということでまず1番目としてです。このたびの人事院勧告の要旨等について簡単に説明をさせていただきます。今回の人事院勧告は二本立てになってございまして26年度4月から遡及適用する分と27年度4月施行の分この2つに分けられます。まず人事院勧告要旨に記載のAでございます。官民格差等に基づく給与改定これにつきましては26年4月から遡及適用する分でございます。まず1つ目として行政職の俸給表の改定がございまして平均0.3%を引き上げるといような中身になってございます。この給与表につきましては若年層に重点を置いた改定になってございまして、前ページの新旧対照表等にもあるとおり引き上げの上限が2,000円になってございまして、逆に引き上げなしというところもございまして。ここは若年層に重点を置いているというところでございます。

それから②としてその他の俸給表については行政職俸給表との均衡を基本に改定してございます。

それから3番目通勤手当でございます。交通用具使用距離の区分に応じ引き上げということで100円から最大7,100円の幅で引き上げが行われておりまして、これにつきましては自動車等使用者に係る通勤手当ということになってございまして、これは昨今のガソリン等の高騰による対応ということになっております。以上が26年4月からの遡及適用分で、次のイ、給与制度の総合的に見直し、これは平成27年4月からの施行ということになっております。

まずここについては1つ目として、地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%

引き下げるといふものでございます。この平均2%の内訳ですけど初任給等は引き下げしません。ということは逆に若年層には配慮をしている。その反対で50歳代後半層が多い号俸は最大4%程度引き下げということになってございます。またこれにつきましては新俸給表への円滑な移行のため経過措置3年間は現給保証するという内容になってございます。

続きまして2つ目の地域手当の見直しということで、地域手当については本町についてはこれは該当しておりませんが、国の機関で地方勤務あるいは大都市勤務ということでそれぞれ地域手当を支給されておまして、これにつきましては現行6区分3%から18%の幅でそれぞれ支給されているものが改正後は7区分となり3%から最大20%、2割増しという部分の地域手当が出るという内容になってございます。

それから3つ目として職務や勤務実績に応じた給与配分。これにつきましては給与配分のための諸手当を改定するというところで、本町には該当しない部分で広域移動手当の引き上げということがあります。それからあとは単身赴任手当の引き上げ、それから臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給するという内容になってございます。

続きまして2番目の平成26年度の改正内容ということで、今回上程している内容につきましてはあくまでも先ほどアで説明をさせていただきました26年4月からの遡及適用分のみということで、イの27年4月施行分については定例会3月会議において一般職の独自削減もあわせて上程をさせていただく予定にしております。

続きまして3番目の今回の給与改定に伴う増額の影響見込み分でございます。これは遡及するというところで4月から12月分という内容になってございますが、まず①の一般職の職員の給与影響で、これは一般会計分で計算してございますが影響額は約1,340万円。それから②町長及び副町長、教育長の給与の影響につきましては37万円。それから③議会議員の報酬等の影響につきましては、すみませんが計算ミスで数字の訂正をお願いしたいと思います。影響見込み額が46万3,000円となっているのを53万2,000円、それから影響見込み平均額は3万4,000円となっているのを3万8,000円に訂正をしてください。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が変わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただいま給与改定の説明ありましたがけれども、白老町において財政再建中という状況を考えてこの給与改定についてはどうかと懸念するところがありますけれども何点か質問します。

まず今ご説明ありましたように人勸で若年層に重点を置きますということで年齢の高い職員の層は制約されますけれども、添付資料の給料表を見ると行政職で5級で76号の6級でストップしています。そして6号俸では行政職の5級でゼロの部分があります。6号俸でもゼロの部分あります。これは白老町の職員で何歳ぐらいから適用になるのか。そして該当者がいるのかどうかということをお聞きします。

次に今回も説明ありましたが給料が平均で0.3、期末手当が0.15といいますが、そうすると職員合わせると年間の給与平均率は何%になっているのか。合わせて何%の引き上げと

なるのか。

それと説明資料で一般会計分が 1,341 万 4,000 円の増額になるといっていますが、全会計、医者は別としても全職員で総額幾らになるのか。そして今回給与改定の増額が補正予算に入っていないけれども、この人件費は既存の会計の中で処理できるから上がっていないのだと思いますけど、その辺のやりくりはどうなっているのかを伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず今回の給与改定で先ほどもちょっと説明をさせていただきました、若年層に配慮した給与俸の見直しになっているということで、幅は先ほど申しました給与表で月額 200 円から 2,000 円までとなっておりますが、該当する引き上げの対象となる職員は 65%になります。だから逆に 35%は据え置きというような中身になってございます。

それから今回の 0.3 平均で給与俸引き上げというふうになっておりますが、実際今白老町の中では何%増になるのかという質問かと思えます。ここはちょっと後でお答えいたします。

それから影響額でございますが、今回表では一般会計のみでお示ししてございましたが、全職員の部分では約 1,796 万円の影響額が出てございます。

それから今回の人勸に伴う給与改定で補正が必要なところは今回の議会の部分で補正予算第 7 号で上程してございますが、それ以外の一般会計も含めた特別会計等々については一応現在の予算内で吸収できるとそれぞれ判断をしておりますして今回は上程を見送ってございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 据え置きが 35%あるということはこの 3 の 17 の行政職、仮に 5 でいけば 77 号俸以下はゼロです。5 は課長職になるのですか。これは 67 になる。この中に 35%の人が入ってくるという意味でいいのですか。私が聞いているのは年齢の高い職員が先ほどいったように 6 級でいけば 1,500 からゼロですけど、この中に入ってくる職員がどれぐらいいるかということです。全体の部分ではわかるけれども具体的にどうなっているのかということがないと我々も職員がどういう部分で処遇されているのかということを理解しておきたいと思えます。

職員の年間の給与平均これは後で出すといっていますが、人勸のトータルの 1.22%といっているのです。だから白老町は何%増減するか。それを後で出るといいますのでぜひ出してほしいと思えます。その平均パーセントは出ていませんから各階層の課長職とか主幹が何%のアップなり何俸下がったという部分の削減率というのは出ていないということで解釈してもいいのですか。もし出ていなければ 12 月にまたお聞きしますけれども、それも出してほしいと思えます。

それでもう 1 点は今回の人勸で今約 1,800 万円が上がりますということで、この後理事者も議会もこれから審議しますのでどうなるかわかりませんが、この増額分ありますけれどもこれは 27 年度以降もずっと反映されていきますので、これらの分を合算した額ありますよね、これが財政健全化プランでどういう形で影響、反映、今後の財源見通し等々について影響出てくるのかその辺だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず 1 点目のこの先ほどのお答えの中で 35%が今回引き上げ

の対象になっていないということですが、これはそれぞれ1級から6級の中での差し引きゼロ、差額ゼロというところの中に35%の職員がいるということはこれは間違いございません。

それから削減率の関係なのですが、現在独自削減において今1級から6級まで給与表がある中で最低5%から最大14%の削減を行っておりまして平均が19.5%ということになってございます。単純に今回引き上げの平均が0.3%ということなのでそれを合わせると実際の独自削減率は9.2%ということにはなるのですが、実際若年層に配慮しているだとかあるいは6級、課長職ですと14%でおそらく引き上げの対象になっていない課長さんが多いというような中では級ごとそれぞれ違うということがありますので、これについてはそれぞれ今算出しておりませんので次の機会にお示しをしたいというふうに考えます。

それからプランの影響の関係だったのですが私のほうからちょっとお答えさせていただければ、まず今回一般職で全体で約1,700万円増ということではあるのですが、また来年の3月にまた上程をさせていただく給与改定については全体で2%下がるというような状況もあり、まだ今回の値上げが全てそのままずっといくということになるかどうかは今後検討しなければなりませんので、今の段階で今のプランとの整合性というのはちょっと難しいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君）　ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君）　5番、松田です。この議案3号について私の考え方を申し上げて質問したいと思います。職員の給与に関する条例の一部改正条例、官民格差に基づく人事院勧告に準拠して給与の増額改正こういう案であります。今新聞紙上では年の瀬を迎える中衆議院が解散されております。そしてアベノミクスの効果についてこのことが選挙の争点になっている。これは報道を見れば皆そう感じている。そして大都市と大企業の利益の拡大、物価の上昇等は拡大の流れになっている。しかし全道世論調査では中小企業、家計に普及される実感がなく景気回復の実感が乏しいという道民の意見が大勢を占めている。こういう報道がされている中で今回の官民格差に基づくということで人勤の給与改正がされようとしております。白老町の財政の状況は19年から再生団体回避と財政健全化への取り組みということで20年3月策定の改革プログラム、歳入の確保と歳出の抑制の両面にわたってさまざまな不良債務の解消しております。しかし22年に第三セクター債を導入、そしてさまざまな会計や解散をしたわけなのですが、そうして職員の犠牲と町民負担、超過税率の導入や下水道料金の改正、敬老会や納税組合の廃止、使用料や手数料料金の改正、町民のサービスを手抜きしながら今白老のまちが財政再建に向けて実行されております。しかしながらその半ばに二度目の財政危機を迎えたところのようにいわれております。その財政の原因は第三セクター債の導入の償還これが厳しくなりました。それからもう1つは崩れて自主財源で賄うことが厳しくなって、そして予算編成をしなければならなくなり貯金がなくなり財源が枯渇した。その原因の1つは6月に住民税、固定資産税、そして7月に交付税の過大見積り、積算ミスがあってこれでまた歳入欠陥を起こした。そしてさらにことしの11月17日ただいまもいわれておりました補助金、これがまた厳しい財政の中税の無駄遣いになっている。そしてこういうことが先般町長の諮問機関である健全化外部委員会の宮脇委員はまちは破綻状況なのだ、危機に瀕している役場とは思えない、危機意識が非常に乏しく職員管理の甘さを指摘されておりますが私はうなずけるなと思っております。

そんなことで人事院の勧告による官民格差に基づく給与改定、これは法律だから改正しなければならぬということで厳しい中今の改定案が出ているのです。だとすれば、この財政危機の中職員の給与が二度も削減されている。これは人事院勧告と全く違うわけです。こういうことが町長の裁量によってなされているわけなのです。ですからこういう中で今回改めて職員のボーナスを、6号議案まであるのですがこういうものを改正して、私は町民感情からしてこういうものが素直に受け取れるのかとこういう思いでいるのです。私はこういうことで町長は今の現状を踏まえてこの人事院勧告どおりやらなければならないと思っているのか。そうであれば先ほどいった二度の給与削減このことをどう取り扱うのか。このことについて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問の中に国の経済対策等々を踏まえた中で一部報道等にもされていますけれども地方においては経済の対策の波及効果といいますか、その辺がなかなか実感できないと。実態としてまだまだアベノミクスの経済対策がどう評価されるのかそういうことを踏まえて今回の解散というようなことになっているのにこういうことでの給与改定はいかがなものかというようなご質問だと思います。基本的には職員の給与、今いうとおり国家公務員についてはこういう法律に基づいて改定されます。従前から私どもの地方公務員については札幌市でいえば人事委員会がありまして給与の調査をします。他の自治体については給与の実態は人事院勧告に基づいて実施しているというような状況ですから、この考え方は基本的にはそのとおりの考え方でいきましょうということで提案させていただきました。ただし町の実態としてどうなのかというようなことが今の財政のプランを立てている現状だというふうには押さえていますので、そういう中では今の収支を考えたときには給与も方策の1つとして人件費の削減をというようなことで今5%から14%でやらせてもらっています。そういうことから給与削減している中で給与表の改定は考え方によってはそれは成り立つ部分もあるとは思いますが、基本的なベースはやはり人事院勧告に基づいた方式といいますかこれに乗っ取るべきだと。それでなければ人事院勧告の制度そのものを否定するということになりますので。そうではなくてやはりベースとなるものは人事院勧告に基づいていきましょう。ただそこから町としての現状はいかがなのかという現状を押さえたときにやはり自主削減をしようというような考え方で、従前からそういうようにきていますので今回も基本的にはそういう考え方の中で提案させていただきました。給与のベース、今回の部分と27年4月の部分ということがありますが、月例給あるいは期末勤勉手当これにつきましても基本的なことは人勧に沿った考え方をベースにして、そこから現状を押さえて削減をどうするかというようなことで給料の押さえ方、人件費の押さえ方としてはそういうことを基本に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私はなぜこういうことを言うかということ、人事院勧告をそのまま受けとめやらなければならないのであれば、職員の給与の削減だって人事院勧告どおりやっています。少なくとも人事院勧告どおり。それを今回の勧告だけは人事院勧告どおりやって、あとは削減するというのは。本来普通のまちであって職員はこういう官民較差で給与が上がるということは喜ばなければならないのです。職員も我々も喜ばなければならないのです。

しかしながら今の白老の財政状況を考えると職員が今 9.5%、今この人事院勧告の是正で 9.2%になるというお話がありましたが、これだけやっているにもかかわらず一方では人事院勧告だからこの是正を素直に受けとめるというのは私はつじつまが合わないのではないか、このような思いで質問しているのです。ですから先ほどもいったように本来はこうあるべきなのだ。しかしながら今町民負担を求めてさらなる町民負担を求めようとしている。下水道もそうです。そういう中で私は今回の給与改正は考えるところがあるのではないかと思うものですからこういう質問をしたのです。今私の意図するところは話しましたから答弁は同じ答弁になると思いますのでいいのですが、私はそういう思いで話しているし、これは町民の思いも伝えているのだということだけは受けとめておいていただきたいと思うっております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的な考えというのは先ほどお答えしたとおりです。人事院の勧告というのはご存じのとおり民間と比較してということで、公務員の給与と民間のということで民間がどの程度もらっているのか、それと今の現状の公務員の給与はどうなのか、それを比較してということで格差が出たときにアップすると。ここ数年7年ぐらいつとダウンをしているというようなことで民間との経済較差といいますかそこを適切に指摘して勧告するというような制度ですから、人事院勧告制度そのものは尊重すると。国家公務員ですけれども地方公務員もそれに準じてというような考え方は先ほどの説明とおおりです。ご質問の趣旨といいますかそこら辺についてはわからないわけではないのです。大変だから削減しているのではないのか、それなのになぜ給与改定するのかという趣旨自体、言わんとしていることは理解しますけれども、先ほどいいましたとおり給与制度というもののベースは崩すべきではないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員。賛成11。

よって、議案第3号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時55分